

# 人身災害報告要領

H7. 4. 1 安全委員会 制定  
H14. 5. 22 安全専門委員会 改定  
H22. 5. 20 安全専門委員会 改定  
H22. 11. 1 安全専門委員会 改定  
H23. 6. 17 安全専門委員会 改定

## 1. 目的

この報告要領は、送研本部加盟の普通会員（以下、会員という）等が、人身災害（以下、災害という）を発生した場合の取扱いについて定め、会員が災害概要を迅速に把握するとともに、原因・防止対策等の検討成果を共有し、災害の発生防止に寄与することを目的とする。

## 2. 適用範囲

(1) 会員が、各電力(株)及び電源開発(株)発注による架空送電線工事を施工中、次の災害が発生した場合。

①工事（修繕工事を含む）及び点検などの作業に伴う休務7日以上を負傷及び死亡災害。

②当該工事による一般公衆災害。

③休務7日以内の負傷災害（不休災害を含む）及び負傷災害に至らなくとも重大な災害につながる恐れのあるヒヤリ・ハット事例において、他支部会員に特に参考となる内容を含む場合。

- ・新技術、新工法に関わる事例
- ・安全作業上の盲点と思われる事例
- ・建設機械、工具類の使用上の不安全事故

(2) 送研本部未加盟会社における上記災害について、他支部会員に特に参考となる内容を含む場合。

## 3. 報告の種類 災害発生会員（以下、発生会員という）の行う報告は、次の3種とする。

### (1) 災害速報

災害の概要を様式—1及び様式—2に記載し、FAX等で速報する。

### (2) 送電線工事災害報告書（年度末）

当年度（前年4月1日から、本年3月31日まで）に発生した災害（適用範囲の(1)～③及び(2)は除く）を様式—3及び様式—2に記載（1件1葉）し、4月5日までに提出する。

### (3) 再発防止対策書

災害の調査結果による再発防止対策書（様式は特に定めない）を発生後、30日を目途に提出する。ただし、再発防止対策の提出が上記により難しい場合は、暫定対策等の情報を提出する。

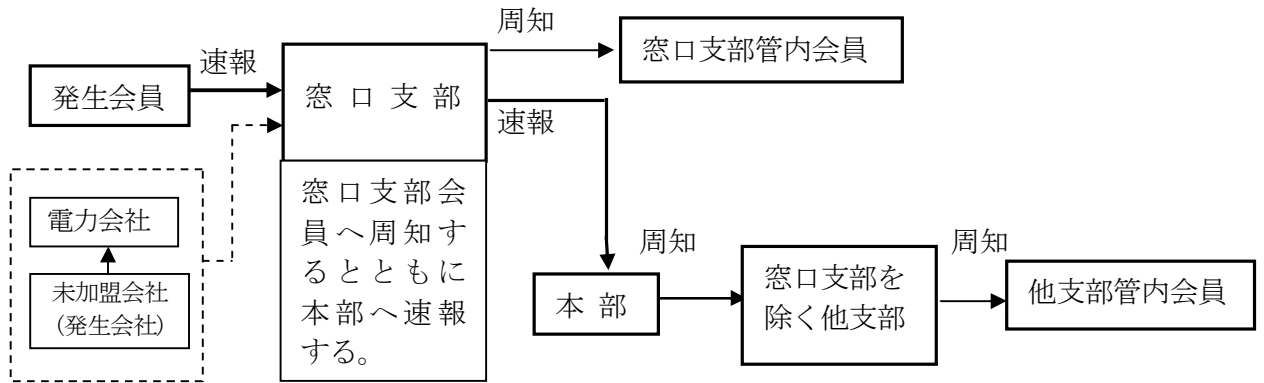
## 4. 報告及び周知経路

発生会員は発注者の事業所（原則として本社）所在地を管内とする支部事務局（以下、窓口支部という）へ報告し、窓口支部等は、次のルートによって周知などの業務を行う。

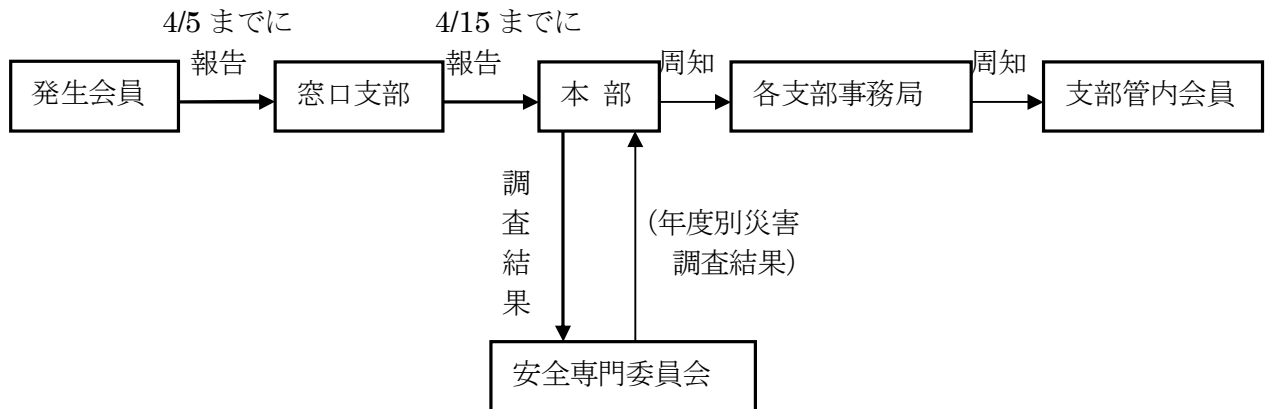
また、窓口支部は、電力会社から未加盟会社の災害情報を入手した場合、情報整理の

うえ、上記と同様に取扱う。

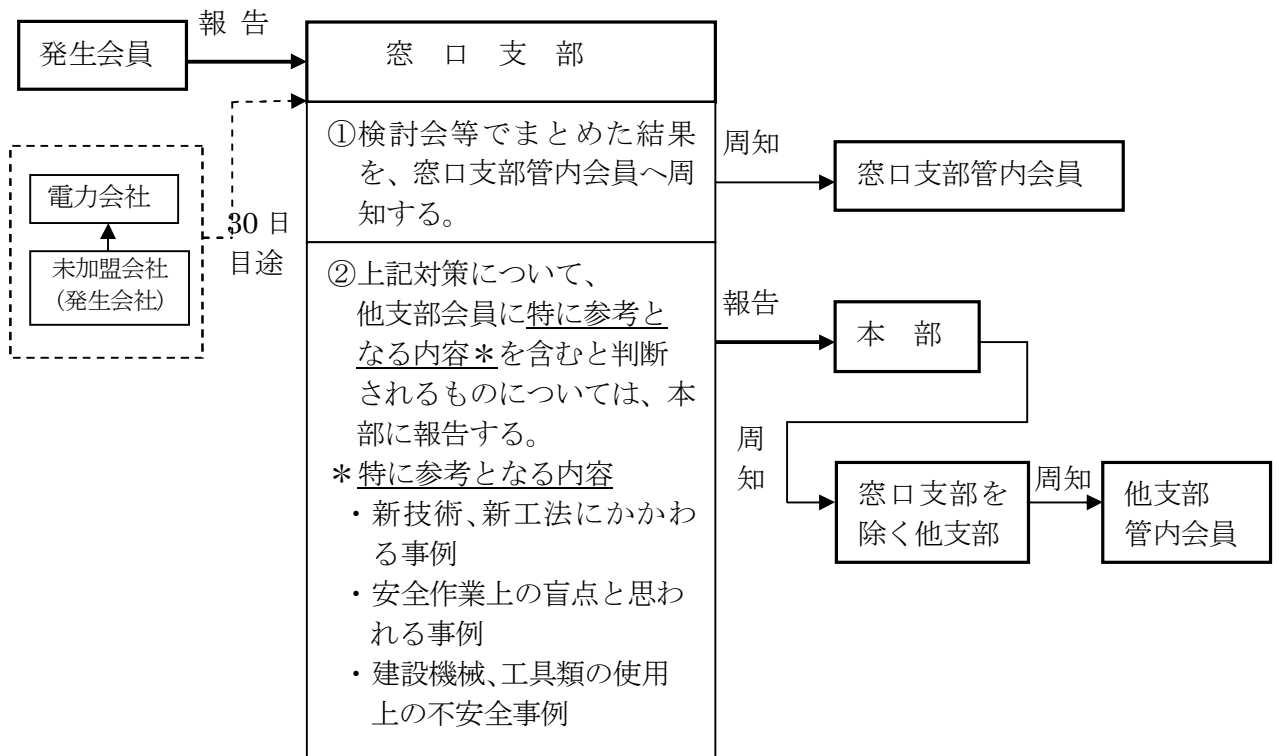
(1) 災害速報



(2) 送電線工事災害報告書 (年度末)



(3) 再発防止対策書



## 5. 記載要領

### (1) 災害速報

- a. 災害の程度 ・死亡…即死の他、その災害が原因で24時間以内に死亡したものをいう。  
 ・負傷…休業見込日数が7日以上のをいう。  
 ・上記以外は、取消し線(一)を記載する。
- b. 職 種 ・基礎作業員、組立作業員、架線作業員、索道作業員、重機運転手、班長、公衆等。
- c. 経験年数 ・災害発生時に従事していた業務の経験年数とする。
- d. 工事の種類 ・様式一1の分類とし、下表を参考にする

分類項目		説明
調査測量		調査、測量にかかわるものとする。
伐 採		調査測量、仮設、基礎等各工種の伐採(保安伐採を含む)にかかわるものとする。伐採木の搬出等によるものは運搬に入れる。
運搬	人力 車両(トラック・重機) 索道 ヘリコプタ	仮設、基礎等各工種に伴う資器材・工具・残土等の運搬は、当該工種では整理しないで、運搬に入れる。ただし道路法が適用される公道上の交通災害は除く。
仮 設		塔内仮設及び、索道等の塔外仮設(仮設線路、架線用防護足場は除く)の設置・撤去にかかわるものとし、運搬時のものは、運搬に入れる。
基礎	杭 打 ち 土 止 め 掘 削 配 筋 型 枠 コンクリート 埋 戻 し	本設備及び仮設線路の基礎工事にかかわるものとし、これに伴う資器材の搬出入は、運搬に入れる。
組立	鉄材仕分け 仮柱組立 鉄塔組立	本設備及び仮設線路の組立工事にかかわるものとし、これに伴う資器材等の搬出入は、運搬に入れる。
足 場		架線用防護設備の設置・撤去にかかわるものとし、運搬時のものは、運搬に入れる。
架線	がいし吊り 延線 線交わし 緊線 ジャンパ取付け 付属品取付け、他	本設備及び仮設線路の架線工事にかかわるものとし、これに伴う資器材等の搬出入は、運搬に入れる。
撤 去		仮設、架線用防護足場等を除く本設備及び仮設線路の撤去にかかわるものとし、これに伴う資器材等の搬出入は運搬に入れる。
そ の 他		上記分類に入らないもの。

e. 災害の種類・様式—1 の分類とし、下表を参考にする。

分類項目	説明
墜落・転落	墜落とは、人が鉄塔、電線、防護足場等から落ちること。掘削穴に落ちることをいう。またヘリコプタ墜落による場合をいう。感電して墜落した場合は、感電に分類する。 転落とは、人や車両系機械等が斜面等から滑落した場合をいう。
転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずきまたは滑りにより倒れた場合をいう。車両系機械などとともに転倒した場合を含む。感電して倒れた場合には感電に分類する。
崩壊・倒壊	崩壊とは、土砂や、堆積した物（灰等も含む）がくずれ落ちた場合をいう。 倒壊とは、足場、構築物がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合（たてかけてあった物が倒れた場合を含む）をいう。
はさまれ・巻き込まれ	ワイヤ、ウインチ等や、吊り荷や動力機械等にはさまれ、巻き込まれる状態になることをいう。また車両系機械等の車体、ブーム、吊り荷等に挟まれた場合をいう。
物の飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。工具等自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。
切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。チェーンソーや刃物による切れ、工具取扱い中の物体による切れ、こすれ等を含む。
感電	充電部に接触または接近時の放電により人が電撃を受けた場合（誘導によるものを含む）をいう。
その他	上記分類に入らないもの。

f. 原因の分類・様式—1 の分類とし、下表を参考にする。

分類項目	説明
作業準備の不良	作業計画、工具、資材または防具の点検、検電、給電関係の打合わせ等の作業準備の不良によるもの。
作業方法の不良	作業手順の省略、監視、誘導及び作業上の連絡確認の不十分、接地及び標識等の不備によるもの。
工具または防具の不良	作業着手前の点検によって発見されなかった工具、または防具の欠陥によるもの。
電気工作物の不良	電気工作物の施設上の欠陥によるもの。
作業者の過失	服装の不良、技術の未熟、誤認、錯覚等によるもの。
共同作業者の過失	作業中の被災者に作業上の過失はなく、共同作業者の行為によるもの。
その他	上記分類に入らないもの。

g. 災害の状況 下記を参考にして、概要を記載する。

- ・ 当時の作業内容
- ・ 班編成、班員の作業分担
- ・ 作業経過
- ・ 被災時の作業動作と被災状況、措置
- ・ 検電、接地、工具、保護具、防具の使用状態
- ・ 監督者、指揮者の行動等

(2) 送電工事災害報告書（年度末）

災害速報の記載要領に準じて記載する。

(3) 再発防止対策書

記載要領は特に定めないが、概ね下記事項を記載する。

- a. 災害概要
- b. 原因の分析結果
- c. 再発防止対策

6. 様式 添付用紙の様式とする。

以 上